

平成27年 第4回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成27年4月28日(火) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 12名  
1番 金崎 均                      2番 水町 茂                      3番 大西 準一  
6番 木浦 由子                    7番 森 清一                      8番 永友 祥一  
10番 加藤 重喜                  11番 坂本 幸                    12番 宇治橋 俊美  
13番 永友 清太                  14番 渡瀬 俊弘                  会長 坂本 弘志

4. 欠席委員  
5番 森崎 英明

5. 議事日程  
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名  
第2 会期の決定(別記のとおり)  
第3 諸報告  
第4 議案第19号 農地移動適正化あっせん事業について  
第5 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第6 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭                      局長補佐 三笠浩三  
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それではただいまから平成27年第4回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をよろしく申し上げます。

[議長]

こんにちは。本日の委員13名中12名が出席です。農業委員会等に関する法律第21条3項により総会は成立しております。なお欠席の森崎委員からは、欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、11番 坂本幸委員・12番 宇治橋俊美委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の「会期決定」については別記のとおり、本日4月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日4月28日の1日間と決しました。議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

#### [事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告【4月】です。1日水曜日、平成27年度 辞令交付式 会長が出席されています。事務局職員が全員出席しております。6日月曜日、平成27年度第1回高鍋町特別融資制度推進会議が開催されています。会長が出席しています。事務局からは三笠補佐が出席しております。9日木曜日、高鍋町農業者年金受給者協議会監査・役員会が開催されています。会長が出席しています。事務局からは鳥井・佐野主査が出席しております。10日金曜日、農地あっせん委員会が開催されています。宇治橋委員・永友清太委員、事務局からは鳥井・三笠補佐が出席しております。14日火曜日、高鍋町新農業振興対策協議会農政部会が開催されています。会長が出席しております。21日火曜日が現地調査となっております。水町委員・坂本会長・渡瀬副会長、事務局からは鳥井・三笠補佐が出席しております。22日水曜日が宮崎県農業会議第411回常任議員会議が開催されています。会長が出席しております。同じく22日水曜日、高鍋町認定農業者協議会総会が開催されています。会長が出席しております。28日火曜日、本日です。児湯農業協同組合第40回通常総会が開催されています。会長が出席しております。同じく28日火曜日、農業委員会総会です。全委員となっておりますけれども、委員12名と訂正をお願いいたします。事務局からは全職員が出席しております。

業務計画【5月】です。1日金曜日、高鍋町みどりの少年団総会が開催予定です。会長・事務局からは鳥井が出席予定です。8日金曜日、高鍋町農業者年金受給者協議会総会が開催されます。15時30分からホテル泉屋で全委員・全職員出席予定です。出席につきましては会が終わりましたら、出席できない方はですね、佐野主査のほうに申し出ていただきますようお願いいたします。11日月曜日、平成27年度高鍋町・新富町・木城町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会総会が開催予定です。会長・事務局からは鳥井が出席予定です。15日金曜日、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会通常総会が開催予定です。会長・事務局からは鳥井が出席予定です。20日水曜日、現地調査の予定です。加藤委員・森委員・永友祥一委員が出席予定です。事務局からは鳥井・佐野主査が出席予定です。21日木曜日、宮崎県農業会議第412回常任議員会議が開催

予定です。会長が出席予定です。22日金曜日、西都児湯市町村農業者年金受給者協議会通常総会が予定されております。会長、事務局からは鳥井が出席予定です。27日水曜日、農業委員会総会です。14時から高鍋町役場 第3会議室になります。全委員・全職員出席予定です。28日木曜日、平成27年度全国農業委員会会長大会が東京で開催されます。会長が出席予定です。29日金曜日、同じく平成27年度全国農業委員会会長が開催されます。会長が出席予定です。以上です。

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。農地法4条申請、平成27年3月20日、現地調査を行っております。申請人 ○○○○、転用目的は太陽光発電施設で問題ありません。

農地法5条申請、平成27年3月20日、現地調査を行っております。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は太陽光発電施設で問題ありません。林地開発との絡みもあり、まだ許可が下りておりません。近日中に許可が下りる予定となっております。

続きまして4ページをお開きください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。1番 大字○○字○○ ○○番 田 515㎡ 他4筆。賃貸人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。賃借人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期いずれも平成27年4月7日となります。解約の理由は合意解約です。2番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 1,388㎡。賃貸人 ○○ ○○ ○○番 ○○○○。賃借人 ○○ 大字○○ ○○番地 ○○○○。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期いずれも平成27年4月7日です。解約の理由は合意解約です。以上報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか【質疑なし】

それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

それでは続きまして、日程第4 議案第19号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5ページをお開きください。議案第19号「農地移動適正化あっせん事業について」。

1番 平成27年3月25日 売渡の申出です。申出者 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 722㎡ 他1筆。

2番 平成27年3月25日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 4,076 m<sup>2</sup>。この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。なお、1番2番とも売渡の権限を、親族の○○○○に委任する委任状が添付されていること。また、隣接した農地であることから、集約してあっせん売渡することが望ましいことから、1番2番合わせての指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】  
それでは、あっせん委員の指名をいたします。

売渡申出 1番・2番 担当委員 12番 宇治橋俊美 委員  
順番委員 1番 金崎 均 委員

お願いします。

日程第5 議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8ページをご覧ください。議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

1番 有償移転 農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 畑 6,617 m<sup>2</sup>。  
譲渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。譲受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。この件につきまして、担当の大西準一委員説明をお願いします。

[3番]

この土地はですね、○○○○の○○○○があった所の土地で、3分の1は○○○○さんが借りて○○○○に使っていて、あと3分の2を畑として作っていたんですけど、現在○○○○さんは○○歳を越していて農業は出来ないということで、○○○○さんに販売するということになりました。○○○○さんは、造園業を営んでおりますので、これから先は造園の芝かなんかを作っていこうかという考えらしいです。金額についてはですね、反当○○円だそうです。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[14番]

今月（4月）ですね21日の日に鳥井局長・三笠補佐の案内で、坂本会長・水町委員、私（渡瀬委員）とで、現地調査を行いました。この土地、担当委員の大西さんの報告の通りであります。〇〇〇〇さんは以前、〇〇〇〇を経営されておりました。今その後に太陽光パネルがもう設置してあります。その隣の畑です。〇〇〇〇さんの個人の要望で、〇〇〇〇さんに買ってほしいというような要望がございまして、反当〇〇円、総額〇〇円という価格で話し合いが決まったそうです。よろしくお願いたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

9ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2号各号に該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。譲受人は造園土木業を営んでおりますが、〇〇で芝を栽培しており、農作業にも従事しております。今回、譲渡人の希望により申請地を買い受け、芝を栽培する予定になっております。本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。なお、先ほど言われた通り、4月21日に、坂本会長、渡瀬副会長、水町委員、事務局からは鳥井局長及び三笠補佐で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしました。

[事務局]

農地法第3条許可申請書にはですね、総額で〇〇円、面積が6,617㎡ですので、計算いたしますと、〇〇円ということになります。

[議長]

金額は以上だそうです。

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

8ページをご覧ください。2番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 1,036㎡。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受

人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。この件につきまして、担当の加藤重喜委員、説明をお願いします。

[10番]

説明いたします。この申請はですね、○○○○さんの水田を○○の○○○○さんが3条申請で譲り受けるということでございます。場所は樋渡と○○○○の間あたりにはなりますが、少し樋渡よりの方になります。実はこの農地は、10年くらい前に○○○○さんが買って、○○○○をしておいたそうです。その後、農業振興課ですかね、農振除外の申請をしたがずっと除外ができないということで、今回3条申請をしたというようなことです。○○○○さんは○○で農業を大規模にやっているというような事ですのでよろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[2番]

ご報告いたします。4月の21日にですね、坂本会長、渡瀬副会長、私（水町委員）、事務局から鳥井局長と補佐の三笠補佐とで現地調査を行いました。先ほど加藤委員の方から説明があったと思いますけども、場所はですね、十号線からですね○○○○の販売店がありまして、それから東の方に行った道のちょうど真ん中あたりの、少し手前にありまして、周辺はずっと田んぼでございます。現地もちゃんと田植えがしてありまして、きちんと管理をされているので、何も問題はないと思っております。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

10ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2号各号に該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。譲受人は○○で水稻や露地野菜を中心に大規模な農業経営を実施しています。今回譲受人の希望により申請地を買い受け、水稻栽培する予定であります。通作距離も車で20分以内であることや、畔焼き等の地域への協力も考慮しており、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、4月21日、坂本会長、渡瀬副会長、水町委員、事務局からは鳥井局長

及び三笠補佐で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしました。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか

[1 番]

金額はいくらでしょうか。

[事務局]

3 条許可申請書に記載されている金額は、総額で〇〇円となっております。

[議長]

その他に、ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第 6 議案第 2 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 1 ページをお開きください。議案第 2 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」。所有権移転です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 8,722 m<sup>2</sup>。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[1 2 番]

説明いたします。この土地は越ヶ溝となっておりますが、〇〇〇〇の西側にありますけれども、一枚の畑をおこして、二枚目の畑になります。これは、あっせんにあがっていた土地なのです。4 月 1 0 日、私（宇治橋委員）と永友清太委員とで、あっせん委員会を開きました。売り手の〇〇〇〇さんは、この畑を前に天地替えをしたり、測量もして経費がかかっており、以前〇〇〇〇さんが買い求めた値段でないと、もう売らないと。まだ他にも買い手があるということで、金額が〇〇円から動かなかったわけですが、〇〇円で少し高いなと〇〇〇〇さんは思われていましたけれども、どうしてもこの土地が欲しいということで、反当〇〇円で成立をしたところです。〇〇〇〇さんはですね、今、〇〇〇〇さんの

道を挟んで南側に、2丁分くらいになると思いますけれども、ハウスを経営されており、マンゴーとかライチを栽培されております。今度求められる土地、〇〇〇〇さんの土地をですね、将来的には観光農園にしたいというような考えで、どうしても欲しいんだということでした。金額としまして、反当〇〇円ですけれども、総額〇〇円となっております。反当〇〇円ですね。しかし、端数切り捨てまして、〇〇円で一応成立したということでした。以上、説明いたしました。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか

[14番]

これは、振興公社は付いているんですか。

[事務局]

〇〇〇〇さんに確認したところですね、もう振興公社は使わないで、相対でいいということで確認を得ております。

[議長]

他にはご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。

これをもちまして、平成27年第4回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(14時30分終了)



高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 11番

署名委員 12番